

全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体補助実施要領  
(令和2年度第3次補正予算)

令和3年5月31日  
スポーツ庁次長決定  
令和4年1月19日一部改正

## 1. 目的

本補助事業は、全国各地から選手又は観客が集まり、国内におけるスポーツの最高レベルのスポーツリーグ又は大会（以下「全国規模のスポーツリーグ又は大会」という。）の主催者による試合開催時における感染症対策の徹底及び広報，試合運営の改善による感染症対策徹底，ポストコロナに向けた新しい取組に関する企画支援，緊急事態宣言に伴い発生したキャンセル費用等支援に要する経費の一部を国が補助し、withコロナ，ポストコロナにおける全国規模のスポーツリーグ又は大会の開催等を支援する。

## 2. 補助対象事業

本補助事業の補助対象は、以下の（１）～（４）の事業である。

### （１）試合開催時における感染症対策の徹底及び広報事業

消毒液や検温に必要な機器等の購入や人員の確保，観客等への感染防止対策の周知・協力依頼・集客向上を目的とした動画・ポスター・チラシの作成等，試合開催時における感染症対策の徹底及び広報についての取組

### （２）試合運営の改善による感染症対策徹底事業

様々な技術を活用して，コンコースやトイレでの人や空気の滞留把握，入退場時の人流解析等を行い，それにより得られた知見や必要な機器等を今後の感染症対策に活かす取組。また，これらの取組を観客に呼びかけるための取組（動画・ポスター・チラシの作成等）

#### 《特別枠》

本取組において，競技を越えて他団体へも展開できる可能性が認められるものについては，スポーツ庁が主催する事例報告会で成果や課題等の報告を行うとともに，その取組を団体が広く情報発信していくことや審査項目を満たすことを条件に，1事業あたりの上限を4,000万円（補助対象経費額8,000万円）とする。

審査の結果，特別枠として認められなかった取組については，通常枠として取り扱う。

(3) ポストコロナに向けた新しい取組に関する企画支援事業

最新のデジタル技術を用いた新しい試合観戦の楽しみ方を提供する取組や、地域企業や市民等と協働した社会連携活動のうち、スポーツに対する機運醸成による新たなファン層の獲得や、地域課題・社会課題の解決に結びつく取組。なお、いずれも新規性があるとともに、団体等の持続的発展につながる取組を対象とする。

《特別枠》

本取組において、特に、競技を越えて他団体へも展開できる可能性が認められ、かつ先進的なものについては、スポーツ庁が主催する事例報告会で成果や課題等の報告を行うとともに、その取組を団体が広く情報発信していくことの審査項目を満たすことを条件に、1取組あたりの上限を4,000万円（補助対象経費8,000万円）とする。

審査の結果、特別枠として認められなかった取組については、通常枠として取り扱う。

(4) 緊急事態宣言に伴い発生したキャンセル費用等支援事業

ア. 緊急事態宣言等に伴うものについて

上記(1)～(3)のいずれかを申請する事業者が、緊急事態宣言対象地域・期間で開催予定であった全国規模のスポーツリーグ又は大会が、イベント開催制限により中止等をした場合に発生するキャンセル費用等

イ. 水際措置の強化に伴うものについて

外国人の入国停止及び日本人等の入国規制強化により、中止等を決定した全国規模のスポーツリーグ又は大会において発生するキャンセル費用等

3. 補助対象事業者

全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催者であって以下に該当する者

(1) 「2. (1)～(3)」の事業について

- ア. 法人格を有する者（財団、社団、株式会社、NPO等）。
- イ. 過去に全国規模のスポーツリーグ又は大会を開催した経験を有している事業者。

(2) 「2. (4)」の事業のうち、緊急事態宣言等に伴うものについて

- ア. 法人格を有する者（財団、社団、株式会社、NPO等）。
- イ. 「2. (1)～(3)」のいずれかの事業を申請する事業者。
- ウ. 令和3年1月7日以降の緊急事態宣言対象地域・期間において、全国規模のスポーツリーグ又は大会を中止、延期又は規模縮小（無観客・時間変更等）している者。

(3) 「2. (4)」の事業のうち、水際措置の強化に伴うものについて

- ア. 法人格を有する者（財団、社団、株式会社、NPO等）。

イ. 令和3年11月30日以降に、政府による水際措置の強化を受けて、全国規模のスポーツリーグ又は大会の中止等を決定している事業者。

#### 4. 補助対象経費

「2. (1)～(4)」の事業について

諸謝金、旅費、借料及び損料、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃金、会議費、雑役務費、委託費

#### 5. 補助金の額・申請上限額

##### (1) 補助金の額

ア. 「2. (1)～(3)」: 補助対象経費の1/2以内

イ. 「2. (4)」: 定額

##### (2) 補助金の申請上限額

ア. 「2. (1)～(3)」の合計額《通常枠分》

1,000万円(補助対象経費2,000万円)×「参加チーム数と会場数のいずれか少ない方」

イ. 「2. (2)及び(3)《特別枠分》

それぞれ1取組あたり4,000万円(補助対象経費8,000万円)

ウ. 「2. (4)」のうち、緊急事態宣言等に伴うもの

##### ① 【政府から無観客等の開催を要請した期間】

令和3年4月25日から5月11日までの緊急事態宣言による緊急事態措置区域において政府からの要請により開催を中止、延期又は無観客とした全国規模のスポーツリーグ又は大会

##### 【都道府県等から無観客等の開催を要請した期間】

令和3年1月7日以降の上記期間外において、緊急事態措置区域の特定都道府県等からの要請により開催を中止、延期又は無観客とした全国規模のスポーツリーグ又は大会

・2,500万円(定額:補助対象経費2,500万円)×「対象となる試合数」

##### ② 上記「①」以外

・1,000万円(定額:補助対象経費1,000万円)×「対象となる試合数」

エ. 「2. (4)」のうち、水際措置の強化に伴うもの

2,500万円(定額:補助対象経費2,500万円)×「対象となる試合数」

※補助金の額は申請件数や審査結果に伴い予算の範囲内で決定する。

(3) 補助金の申請下限額 100万円